

【感染状況はステージ3相当】福島県新型コロナウイルス緊急対策について

掲載日：2021年1月12日更新

福島県新型コロナウイルス緊急対策

感染拡大防止、医療提供体制の負荷軽減のため、以下の協力を特別措置法に基づき要請します。

- 不要不急の外出自粛要請
- 午後8時～午前5時までの時間帯の営業自粛要請（接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店等）

県民の皆さまへのお願い（不要不急の外出自粛要請）

- 「不要不急の外出自粛（特に午後8時以降の徹底）」をお願いします。
- あわせて、「緊急事態宣言対象地域を始めとする感染拡大地域との不要不急の往来自粛」をお願いします。

■期間 令和3年1月13日（水曜日）～令和3年2月7日（日曜日）

事業者の皆さまへのお願い（午後8時～午前5時までの時間帯の営業自粛要請）

- 内容 午後8時～午前5時 までの時間帯の営業自粛（酒類の提供は午後7時まで）
- 対象 接待を伴う飲食店・酒類の提供を行う飲食店（カラオケ店を含む）
- 地域 県内全域
- 期間 令和3年1月15日（金曜日）～令和3年2月7日（日曜日）
- 協力金 1日当たり4万円
- 相談窓口 福島県時短要請コールセンター（平日のみ）
電話 024-521-8622（受付時間 午前9時～午後5時）

その他の対応

- 民割申込みの取扱い
県民割の新規利用申込みを一時停止します。停止期間は令和3年2月7日（日曜日）まで。
- 学校における対応
 - 感染リスクの高い学習活動（部活動での実施を含む）の停止
 - 宿泊を伴う学校行事等の停止・他校との合同練習会や練習試合の停止
 - 大学入試等やむを得ない事情による緊急事態宣言対象地域との往来後2週間の健康観察など

福島県新型コロナウイルス緊急対策	
令和3年1月12日福島県新型コロナウイルス感染症対策本部	
感染拡大防止、医療提供体制の負荷軽減のため、以下の協力を特別措置法に基づき要請します。	
● 不要不急の外出自粛要請	
● 午後8時～午前5時までの時間帯の営業自粛要請（接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店等）	
県民の皆さまへのお願い	事業者の皆さまへのお願い
○ 「不要不急の外出自粛（特に午後8時以降の徹底）」をお願いします。	■内 容 午後8時～午前5時までの時間帯の営業自粛（酒類の提供は午後7時まで）
○ あわせて、「緊急事態宣言対象地域を始めとする感染拡大地域との不要不急の往来自粛」をお願いします。	■対 象 接待を伴う飲食店・酒類の提供を行う飲食店
■期間 1月13日（水）～2月7日（日）	■地 域 県内全域（カラオケ店を含む）
	■期 間 1月15日（金）～2月7日（日） <small>※1月13日または14日から協力いただいた場合は当該日を換算して算定する。</small>
	■協力金 1日当たり4万円
	■相談窓口 福島県時短要請コールセンター（平日のみ） 電話024-521-8622（受付時間9時～5時）
その他の対応	
■ 県民割申込みの取扱い	県民割の新規利用申込みを一時停止します。停止期間は2月7日（日）まで。
■ 学校における対応	・ 感染リスクの高い学習活動（部活動での実施を含む）の停止 ・ 宿泊を伴う学校行事等の停止 ・ 他校との合同練習会や練習試合の停止 ・ 大学入試等やむを得ない事情による緊急事態宣言対象地域との往来後2週間の健康観察 など。